

丸森町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

丸 森 町

目 次

はじめに	1
新型インフルエンザ等対策の基本方針	3
1 目的及び基本戦略	3
2 基本的考え方	4
3 発生段階と緊急事態宣言	5
4 発生時の被害想定等	6
5 役割分担と体制	7
6 行動計画の主要5項目	9
各段階における対策	16
1 未発生期	17
実施体制	17
情報収集及び情報提供	17
まん延防止に関する措置	18
予防接種の実施	18
住民生活及び地域経済の安定に関する措置	18
2 海外発生期	20
実施体制	20
情報収集及び情報提供	20
まん延防止に関する措置	21
予防接種の実施	21
住民生活及び地域経済の安定に関する措置	21
3 県内未発生期	22
実施体制	22
情報収集及び情報提供	22
まん延防止に関する措置	23
予防接種の実施	23
住民生活及び地域経済の安定に関する措置	24
4 県内発生早期	25
実施体制	25

	情報収集及び情報提供	25
	まん延防止に関する措置	26
	予防接種の実施	26
	住民生活及び地域経済の安定に関する措置	27
5	県内感染期	28
	実施体制	28
	情報収集及び情報提供	28
	まん延防止に関する措置	29
	予防接種の実施	29
	住民生活及び地域経済の安定に関する措置	30
6	小康期	32
	実施体制	32
	情報収集及び情報提供	32
	まん延防止に関する措置	33
	予防接種の実施	33
	住民生活及び地域経済の安定に関する措置	33
	《用語解説》	34

はじめに

新型インフルエンザ^{*6}は、毎年流行を繰り返してきた季節性インフルエンザウイルス^{*1}とウィルスの抗原性が大きく異なる新型のウィルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック^{*9}）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症^{*7}の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。

わが国では、平成17年（2005年）に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を国が策定して以降、部分的な改定を行いながら医療体制の確保を中心とした体制整備が進められてきたが、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」により新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

このような中、平成21年（2009年）4月にメキシコで新型インフルエンザ（A/H1N1）が確認された後世界的な大流行となり、国内でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されている。このときの教訓を踏まえ、今後病原性^{*11}の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるための法整備の必要性が高まり、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症についても対象とした危機管理のための法律として、平成24年（2012年）4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特別措置法」という。）」が制定され、その後、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示す新たな「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が平成25年（2013年）6月に策定された。

宮城県においては、新型インフルエンザに係る対策のため平成17年（2005年）に国の行動計画に準じて「宮城県新型インフルエンザ対応行動計画」を策定して以来、必要の都度部分的な改定を行うとともに対応指針を定めるなどの対応を行ってきたが、特別措置法の制定と新たな国の行動計画などを受け、平成26年（2014年）3月に新たに「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

本町においても、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確に対応するため、政府及び県の行動計画に基づき、町がとるべき行動内容等について検討を進めてきたところであるが、特別措置法において市町村においても行動計画を策定することが義務付けられたことを受け、この行動計画を策定したものである。

町行動計画において対象とする感染症は、国及び県の行動計画に準じて、次のとおりとする。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから同条第 7 項のものと同様に社会的影響が大きなもの

国では、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的根拠や、新型インフルエンザ等対策についての検証を通じて、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとしていることから、本町においても、必要に応じて町行動計画の変更を行うものとする。

新型インフルエンザ等対策の基本方針

1 目的及び基本戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することも不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国、県そして本町への侵入は避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、**住民**の生命や健康はもちろん、経済活動全体にも大きな影響を与えかねない。

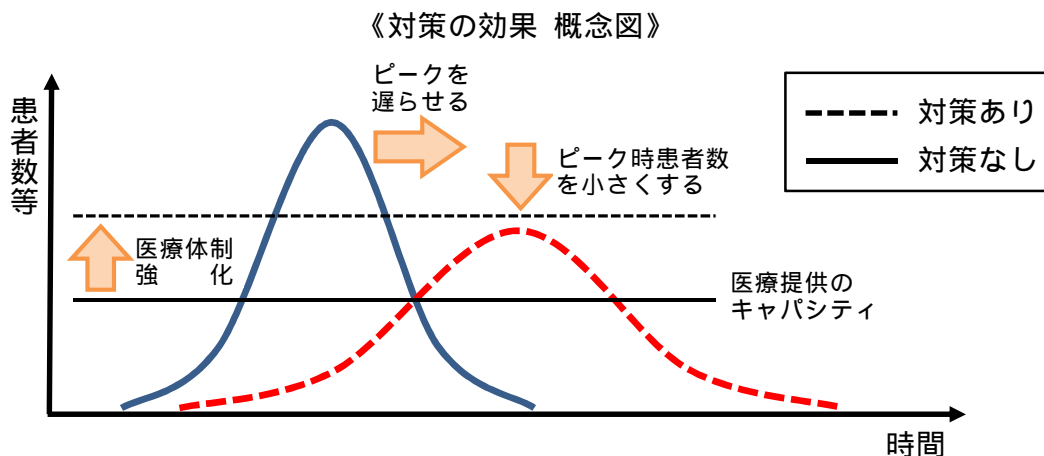
このため、新型インフルエンザ等については、長期的には**住民**の多くが罹患する**可能性**があるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策が国の危機管理に関わる重要な課題と位置付けられていることを踏まえ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

感染拡大を可能な限り抑制し、住民**の生命及び健康を保護する。**

- ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせることにより、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数をできるだけ少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療を提供することにより、重症者数や死亡者数を減らす。

住民生活及び住民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 町内での感染対策等により、欠勤者数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成、実施等により、医療提供業務又は**住民生活及び住民経済**の安定に寄与する業務の維持に努める。



2 基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くことが重要である。過去のインフルエンザのパンデミックの経験を踏まえると、一つの対策に偏って準備することは大きなリスクを負うことになりかねない。本町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を基本としながら、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合など様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、国の地理的な条件、大都市への人口集中及び交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立することとしている。また、県行動計画においては国と同様の戦略をとることが明記されていることから、本町においてもこれらにならった戦略を整備することとする。

発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、国内での発生に備え、対策実施のための体制に切り替える。

国内で発生したが県内では発生していない段階では、病原体の県(町)内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じる。

県(町)内で感染が拡大した段階では、国や県、事業者等と相互に連携し、医療の確保や**住民生活・住民経済**の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられることから、社会状況を把握するとともに、状況に応じて臨機応変に対処していく。

特別措置法においては、地方公共団体は「新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する」とされ、このうち市町村については、政府行動計画において「地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要支援者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施し、その実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な

連携を図る」こととされた。また、県行動計画においても「市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要支援者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、県や近隣の市町村と緊密な連携を図り、的確に対策を実施することが求められる」とされたところである。

このため本町では、新型インフルエンザ等の対策本部を組織し、新型インフルエンザ等が発生した際に必要な対策を実施するとともに、最新の情報をより早く、そしてわかりやすく**住民**に提供するほか、ワクチンの接種体制の整備及び患者をはじめ高齢者や障がい者等の要支援者に対する生活支援を行い、併せて国、県及び関係機関との連携及び情報共有に努めるものとする。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界超過や社会的混乱を回避するためには、国や県、市町村、**特別措置法第2条第7号の指定地方公共機関**による対策だけでは限界があり、事業者や**住民**一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるが、特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS^{*}5のような新感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

3 発生段階と緊急事態宣言

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておくことが必要である。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類している。**国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。**

県における発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、その移行については、必要に応じて国と協議の上、県が判断することとなる。

本町では、国及び県が定める発生段階に応じて、町行動計画で定められた新型インフルエンザ等対策を実施するものとする。

なお、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、発生段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意しなければならない。

4 発生時の被害想定等

発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳(せき)といった初期症状や飛沫感染及び接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的には季節性インフルエンザと共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ^{※8}(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

町行動計画の策定に当たっては、政府及び県行動計画と同様に、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態や、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウィルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても、高いものから低いものまで様々な場合が考えられ、その発生のもとも含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

下表は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、国が一つの例として想定した被害を、人口按分により県及び町の被害として想定したものである。従って、新型インフルエンザが発生したからといって、必ず下表の被害者数が発生するというものではないことに留意が必要である。

区分		国全体	宮城県	丸森町 想定数
医療機関を受診する患者数		約 1,300 ~ 2,500 万人	約 23.8 ~ 45.8 万人	1,574 人 ~ 3,026 人
入院患者上限	重 度	約 200 万人	約 3.7 万人	242 人
	中等度	約 53 万人	約 1.0 万人	64 人
1 日当たり最大入院患者数 (流行発生から 5 週目)	重 度	39.9 万人	0.73 万人	48 人
	中等度	10.1 万人	0.19 万人	12 人
死亡者上限	重 度	約 64 万人	約 1.2 万人	77 人
	中等度	約 17 万人	約 0.3 万人	21 人

- 1 全人口の 25% が新型インフルエンザに罹患し、流行が約 8 週間続くと仮定
- 2 入院患者数は、医療機関を受診する患者数の上限値である約 2,500 万人を基に推計
- 3 重 度：スペインインフルエンザのデータを参考に、致命率を 2.0% として推計
中等度：アジアインフルエンザ等のデータを参考に、致命率 0.53% として推計
- 4 新型インフルエンザワクチンや、抗インフルエンザウィルス薬等による介入の影響(効果)、現在の国及び県の医療体制及び衛生状況等は、一切考慮していない。

被害想定について、国では、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないとしており、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしていることから、国及び県の動向に合わせ

見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特別措置法の対象とされたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき、飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が1つの例として想定されている。

国の想定と同様、**住民**の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分、一定の欠勤期間後に治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられているが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（**保育施設等の臨時休業、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など**）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることも見込み、従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されている。

5 役割分担と体制

国、県、町、医療機関、**指定地方公共機関**、登録事業者、一般の事業者及び**住民**は、発生前の準備及び発生時に、おおむね以下に掲げる新型インフルエンザ等対策を実施する。

国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び**指定地方公共機関**が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する

調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

県の役割

県は、特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が必要となる。

また、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画等を踏まえ、まん延防止や医療の確保等に関し県行動計画等を作成するなど、事前の準備を進める。

さらに、新型インフルエンザ等発生時には、県対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、県内の発生状況に応じて的確に判断しながら、県行動計画等に基づく対策を講じていく。

なお、県は、市町村及び**指定地方公共機関**等が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に調整する。

町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要支援者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

登録事業者の役割

特別措置法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

住民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など、実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要 5 項目

本町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の 2 つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、**住民**の生命及び健康を保護する」こと及び「**住民**生活及び**住民**経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「**実施体制** **情報収集及び情報提供** **まん延防止に関する措置** **予防接種の実施** **住民生活及び地域経済の安定に関する措置**」の 5 項目に分けて立案している。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおりである。

実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の**住民**

の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全町的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町は、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、**本町は**、国、県及び事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を**行うものとする**。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、必要に応じて、事前準備の進捗の確認、関係部局間等の連携確保等を行うとともに、国、県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

新型インフルエンザ等が発生し、**特別措置法に基づく国による**新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がされたときは、特別措置法及び丸森町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき直ちに町対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

情報収集及び情報提供

新型インフルエンザ等の発生時には、検疫、医療等の各分野における施策の実施に当たって、**住民**一人ひとりが、新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき適切に行動することで、はじめてまん延の防止が可能となる。

町は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について、中心的な役割を担うこととなる。従って、発生前から情報の収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努め、関係部局間での情報共有に努める。

また、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等のプライバシーや人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うとともに、「新型インフルエンザ等に関する相談窓口」を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整える。

まん延防止に関する措置

まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにもつながる。

まん延防止対策は、個人対策や**地域対策・職場対策**、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮

小・中止を行う。

主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じて不要不急の外出の自粛要請等を行った場合は、本町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態において、県が必要に応じて施設の使用制限の要請等を行った場合は、本町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

予防接種の実施

ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウィルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチン^{*12}と、パンデミックワクチン^{*10}の2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では、新型インフルエンザに限って記載する。

特定接種

ア 特定接種

特定接種とは、特別措置法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところに

より厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

とされている。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特別措置法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならぬとされている。

このうち、「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特別措置法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う**指定地方公共機関**制度とされており、国においてこの制度を中心に特定接種の対象業務が定められる。具体的には、**指定地方公共機関**に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当するとされている。

また、この**指定地方公共機関**制度による考え方には該当しないが、特例的に、国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえた特定接種の対象者は、政府行動計画中の「特定接種の対象となり得る業種・職務について」のとおりであり、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、「医療関係者 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 **指定地方公共機関**制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。） それ以外の事業者」の順とすることが基本とされている。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、その備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や、亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとされている。

イ 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者については、国を実施主体

として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとされている。

また、本町職員等については本町が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく必要がある。

住民接種

ア 住民接種

特別措置法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の1つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特別措置法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては、柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえ、国において接種順位が決定される。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することが基本とされている。

- A 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患や心臓血管系疾患を有する者等、
発症することにより重症化するリスクが高い
と考えられる者
(基礎疾患を有する者・妊婦 など)
- B 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- C 成人・若年者
- D 高齢者：ウィルスに感染することによって重症化するリスクが高い
と考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特別措置法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的

な考え方を踏まえ、国において接種順位が決定される。

重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

A 医学的ハイリスク者 C 成人・若年者 B 小児 D 高齢者

高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

A 医学的ハイリスク者 D 高齢者 B 小児 C 成人・若年者

小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

A 医学的ハイリスク者 B 小児 D 高齢者 C 成人・若年者

国の将来を守ることに重点を置いた考え方

成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

B 小児 A 医学的ハイリスク者 C 成人・若年者 D 高齢者

高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

B 小児 A 医学的ハイリスク者 D 高齢者 C 成人・若年者

重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて国

の将来を守ることに重点を置く考え方

成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

A 医学的ハイリスク者 B 小児 C 成人・若年者 D 高齢者

高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

A 医学的ハイリスク者 B 小児 D 高齢者 C 成人・若年者

イ 住民接種の接種体制

住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう、接種体制の構築を図る。

留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の2つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定されることから、町においても県と連携しながら適切な接種体制の構築に努める。

住民生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザは、多くの住民が罹患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われている。また、本人や家族の罹患等により、住民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に住民生活及び地域経済への影響を最小限にできるよう、本町は、国や県等の関係機関と連携を図り、特別措置法に基づき事前の準備を十分に行うことが重要である。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて国、県等と連携して働き掛ける。

各段階における対策

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類しており、国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で県が判断することとされており、本町においては、町行動計画で**定めた**対策を国や県行動計画等が定める発生段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。

また、本町における各発生段階の対策については、県の各発生段階における対策と同様となるため、以下は県の発生段階に基づき記載する。

< 発生段階区分 >

県発生段階	国全体発生段階
1 未発生期	未発生期
2 海外発生期	海外発生期
3 県内未発生期	国内発生早期
4 県内発生早期	
5 県内感染期	国内感染期
6 小康期	小康期

各対策における【 課】は、主にその対策を実施する担当課を示す。

1 未発生期（ 国：未発生期 ）

定義

新型インフルエンザ等が発生していない状態。

海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。

目的

国及び県との連携により発生の早期確認を行う。

発生に備えた体制整備の準備を進める。

具体的な対策

実施体制

町行動計画の見直し

特別措置法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えて策定した町行動計画について、必要に応じて見直しを行う。【保健福祉課】

実施体制の整備及び国・県等との連携強化

国、県等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、研修会への参加等を実施する。

【保健福祉課・総務課】

情報収集及び情報提供

国内外の情報収集

国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県、保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。【保健福祉課】

学校等での季節性インフルエンザ発生状況の把握

学校等における季節性インフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大等の情報を早期に把握するよう努める。【保健福祉課・学校教育課】

基礎知識・感染対策の継続的な情報提供

住民（特に児童生徒及びその保護者、基礎疾患患者等の重症化が予測される対象者）に対し、平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識及びマスク着用・咳エチケット・手洗いの通常季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染対策について、感染症予防策の普及を図る。

【保健福祉課・学校教育課・子育て支援課】

新型インフルエンザ等相談窓口の設置**準備**

国からの要請に基づき、**住民**からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置の準備を開始する。【保健福祉課】

まん延防止に関する措置

個人における対策の普及

マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター^{※4}に連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控える、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。【保健福祉課】

地域対策・職場対策の周知**準備**

- ア 新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。
- イ 新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

【保健福祉課】

予防接種の実施

特定接種体制の構築

国の要請を受け、町職員に対する特定接種の接種体制を構築する。

【保健福祉課】

住民接種体制の構築

- ア 国及び県の協力を得ながら、特別措置法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、本町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- イ 国及び県の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のため、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、本町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ウ 国による技術的な支援(接種体制の具体的なモデル等)の提示を受け、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

【保健福祉課】

住民生活及び地域経済の安定に関する措置

食料品等の確保**に向けた周知**

防災対策の1つとして食料・生活必需品の確保ができるよう、**住民**自らが可能な限り備蓄に努めるよう周知を図る。【保健福祉課・総務課】

要支援者等の支援

新型インフルエンザ等発生に備え、在宅の高齢者、障がい者等への生活支援（介護、訪問看護、訪問診療等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的対応の検討を行う。

【保健福祉課・総務課】

火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行う。【町民税務課・総務課】

物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄し、又は施設及び設備の整備等を行う。【保健福祉課・総務課】

2 海外発生期（ 国：海外発生期 ）

定義

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。

国内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。

海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。

目的

県内での発生に備えて体制整備を進める。

具体的な対策

実施体制

基本的対処方針等に基づく対処方針の決定

国が決定する基本的対処方針及び県の対策に基づき、町内における対処方針を決定する。【保健福祉課】

基本的対処方針等の変更に伴う町の対処方針の変更

国の基本的対処方針及び県の対策が変更された場合は、町内における対処方針を変更する。【保健福祉課】

情報収集及び情報提供

発生情報の収集

引き続き、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県、保健所等から国内の新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。また、抗インフルエンザウィルス薬やワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。

【保健福祉課】

情報の提供

ア **住民**に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内及び県内、町内の発生状況と具体的な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

イ **住民**一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、又は患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 国や県及び関係機関等との間で、対策の方針等をインターネットなどにより共有する。

【保健福祉課・総務課・学校教育課・子育て支援課】

新型インフルエンザ等相談窓口の設置

国からの要請に基づき、住民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する。【保健福祉課】

まん延防止に関する措置

感染症危険情報の提供等

県等と連携して、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合若しくは確認された場合に、国が発出する感染症危険情報等について、**住民**に周知する。【保健福祉課】

個人における対策の普及

引き続き、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、自らの発症が疑わしい場合は感染を広げないように不要な外出を控えるといった基本的な感染対策について理解促進を図る。【保健福祉課】

地域対策・職場対策の周知準備

ア 引き続き、個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

イ 引き続き、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

【保健福祉課】

予防接種の実施

特定接種の実施

国、県等と連携して、町職員の対象者に対し、本人の同意を得て基本的に集団的な接種により特定接種を行う。【保健福祉課】

住民接種の準備

国の要請を受けて、全**住民**が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を行う。【保健福祉課】

住民生活及び地域経済の安定に関する措置

遺体の**安置**

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。

【総務課】

3 県内未発生期（ 国：国内発生早期 ）

定義

海外又は国内の他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。

県内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。

海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。

目的

県内での発生に備えて体制整備を進める。

具体的な対策

実施体制

対策本部の設置

課長会議等において、県内発生に備え町新型インフルエンザ等対策本部設置の要否を検討する。【保健福祉課】

基本的対処方針等に基づく措置の実施

国が決定した基本的対処方針及び県の対策を踏まえ、県内発生早期の対策を確認し実施する。また、町が行う対策、国が決定した基本的対処方針及び県の対策を医療機関、事業者、**住民**に広く周知する。【保健福祉課】
《緊急事態宣言がされている場合》

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。【保健福祉課・総務課】

情報収集及び情報提供

発生情報の収集

引き続き国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県、保健所等から国内の新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。また、抗インフルエンザウィルス薬やワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。

【保健福祉課】

情報の提供

ア **住民**に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内、県内及び町内の発生状況と具体的な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

イ **住民**一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、又は患者となった場合の対応(受診の方法等)

を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 国や県及び関係機関等と対策の方針等をインターネットなどにより共有する。

【保健福祉課・総務課・学校教育課・子育て支援課】

新型インフルエンザ等相談窓口の設置

国からの要請に基づき、引き続き住民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する。【保健福祉課】

まん延防止に関する措置

県等との連携による住民・事業所等への要請

ア 県等と連携して、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

イ 県等と連携して、事業者に対し、職場における感染対策の実施を要請する。

ウ 県等と連携して、ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に運用するよう学校の管理者に要請する。

エ 県等と連携して、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。

オ 県等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【保健福祉課・商工観光課・学校教育課・企画財政課・丸森病院】

予防接種の実施

特定接種の実施

国と連携して、町職員の対象者に対し、本人の同意を得て基本的に集団的な接種により引き続き特定接種を行う。【保健福祉課】

住民接種の実施

国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用

するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として本町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【保健福祉課・学校教育課】

《緊急事態宣言がされている場合》

住民接種の実施

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【保健福祉課】

住民生活及び地域経済の安定に関する措置

遺体の**安置**

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。【**総務課**】

《緊急事態宣言がされている場合》

生活関連物資等の価格の安定等

住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、**住民**に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。【**商工観光課**】

行政機能の維持

住民の日常生活を維持するために不可欠な行政サービス（上下水道やゴミ処理等）について、新型インフルエンザ等の発生時においても継続的に実施できるよう、感染予防策の徹底や人員の確保等に配慮する。

【**保健福祉課・総務課・建設課・町民税務課**】

4 県内発生早期（ 国：国内発生早期～国内感染期 ）

定義

県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

県内で患者が発生した場合は、県対策本部で県内発生早期に入ったことを宣言することとなる。

目的

県内での感染拡大をできる限り抑える。

感染拡大に備えた体制整備を進める。

具体的な対策

実施体制

対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、直ちに町新型インフルエンザ等対策本部を設置する。【保健福祉課・総務課】

基本的対処方針等に基づく対策の実施

国が決定した基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。【保健福祉課】

情報収集及び情報提供

発生情報の収集

引き続き、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県、保健所等から新型インフルエンザ等の発生情報を収集する。【保健福祉課】

情報の提供

ア 引き続き**住民**に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内及び県内、町内の発生状況と具体的な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

イ 引き続き、**住民**一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、又は患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策や地域内の公共交通機関（町民バス等）の運行状況等についての情報を適切に提供する。

ウ 引き続き、国や県及び関係機関等との間で、対策の方針等をインターネットなどにより共有する。

【保健福祉課・総務課・学校教育課・子育て支援課・企画財政課】

新型インフルエンザ等相談窓口の強化

住民からの問い合わせに対応するため設置した「新型インフルエンザ等相談窓口」の対応機能を強化する。【保健福祉課】

まん延防止に関する措置

県等との連携による住民・事業所等への要請

- ア 県等と連携して、引き続き住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- イ 県等と連携して、引き続き事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ウ 県等と連携して、ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、引き続き必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の管理者に要請する。
- エ 県等と連携して、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。
- オ 県等と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【保健福祉課・商工観光課・学校教育課・企画財政課・丸森病院】

外出自粛の周知

緊急事態宣言がされた場合は、住民等に対し、感染を拡大させないため、不特定多数の住民が集まる集会への参加や不要不急の外出をできるだけ控えるよう周知する。【保健福祉課】

予防接種の実施

特定接種の実施

国と連携して、町職員の対象者に対し、本人の同意を得て基本的に集団的な接種により引き続き特定接種を行う。【保健福祉課】

住民接種の実施

国が決定した住民への接種順位の基本的な考え方等に基づき、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。なお、接種の実施に当たっては、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用

するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として本町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【保健福祉課・学校教育課】

《緊急事態宣言がされている場合》

住民接種の実施

国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

【保健福祉課】

住民生活及び地域経済の安定に関する措置

遺体の**安置**

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう引き続き準備を行う。【**総務課**】

《緊急事態宣言がされている場合》

生活関連物資等の価格の安定等

住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、引き続き**住民**に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。【**商工観光課**】

行政機能の維持

住民の日常生活を維持するために不可欠な行政サービス（上下水道やゴミ処理等）について、新型インフルエンザ等の発生時においても継続的に実施できるよう、引き続き感染予防策の徹底や人員の確保等に配慮する。

【**保健福祉課・総務課・建設課・町民税務課**】

5 県内感染期（ 国：国内感染期 ）

定義

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合、県対策本部は、国と協議の上県内感染期に入ったことを宣言することとなる。

目的

健康被害を最小限に抑える。

住民生活への影響を最小限に抑える。

医療提供体制を維持する。

具体的な対策

実施体制

基本的対処方針等に基づく対策の実施

引き続き、国が決定した基本的対処方針及び県の対策に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。【保健福祉課・総務課】

基本的対処方針等の変更に伴う町の対処方針の変更

国の基本的対処方針及び県の対策の変更に伴い、町の対処方針を変更し、**住民**に周知する。【保健福祉課】

《緊急事態宣言がされている場合》

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特別措置法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を活用する。【保健福祉課】

情報収集及び情報提供

情報の収集

新型インフルエンザ等の対策等について、引き続き、国や県等を通じて必要な情報を収集する。【保健福祉課】

情報の提供

ア 引き続き**住民**に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内及び町内の発生状況と具体的な対策等について、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

イ 引き続き、**住民**一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行

状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策や地域内の公共交通機関（町民バス等）の運行状況、社会活動の状況等についての情報を適切に提供する。

ウ 国や県及び関係機関等との間で、対策の方針等をインターネットなどにより双方向の共有を図る。

【保健福祉課・総務課・学校教育課・子育て支援課・企画財政課】

新型インフルエンザ等相談窓口の強化

住民からの問い合わせに対応するため設置した「新型インフルエンザ等相談窓口」の対応機能を、引き続き強化する。【保健福祉課】

まん延防止に関する措置

県等と連携して、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

県等と連携して、事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。

県等と連携して、ウィルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）の適切な実施を学校の管理者に要請する。

県等と連携して、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の徹底など、適切な感染対策を講じるよう要請する。

県と連携して、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を徹底するよう要請する。

【保健福祉課・商工観光課・学校教育課・企画財政課・丸森病院】

外出自粛の周知の徹底

緊急事態宣言がされた場合は、住民等に対し、感染を拡大させないため、不特定多数の住民が集まる集会への参加や不要不急の外出を可能な限り控えるよう周知を徹底する。【保健福祉課】

予防接種の実施

特定接種の実施

国と連携して、町職員の対象者に対して、本人の同意を得て基本的に集団的な接種により行う特定接種を引き続き進める。【保健福祉課】

住民接種の実施

国及び県と連携して、引き続き予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【保健福祉課・学校教育課】

《緊急事態宣言がされている場合》

住民接種の実施

住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。【保健福祉課】

住民生活及び地域経済の安定に関する措置

遺体の火葬・安置

国の要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を進める。

また、町内で火葬を行うことが困難と判断される場合は、近隣市町村及び近隣都道府県（県経由）に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

【町民税務課・総務課】

《緊急事態宣言がされている場合》

生活関連物資等の価格の安定等

ア 住民生活及び地域経済の安定の確保のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう啓発する。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ適切な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口を設置して対応する。

【商工観光課】

要支援者への生活支援

国の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要支援者への生活支援（介護、訪問診療等）搬送、死亡時の対応等を行う。

【保健福祉課・総務課】

埋葬・火葬の特例等

ア 国の要請に基づき、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

イ 国の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが

明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

【町民税務課】

行政機能の維持

住民の日常生活を維持するために不可欠な行政サービス（上下水道やゴミ処理等）について、新型インフルエンザ等の発生時においても継続的に実施できるよう、引き続き感染予防策の徹底や人員の確保等に配慮する。

【保健福祉課・総務課・建設課・町民税務課】

6 小康期（ 国：小康期 ）

定義

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。

大流行は一旦終息している状況。

目的

住民生活の回復を図り、流行の第二波に備える。

具体的な対策

実施体制

町対策本部の解散

国が新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言を行った場合は、遅滞なく町対策本部を解散する。なお、必要に応じ、任意での町対策本部の設置を継続する。【保健福祉課・総務課】

対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて町行動計画の見直し等を行う。【保健福祉課】

情報収集及び情報提供

情報の収集

流行の再発に備え、新型インフルエンザ等の発生状況等について、引き続き、国や県等を通じて必要な情報を収集する。【保健福祉課】

情報の提供

- ア 県等と連携して、第一波の終息と流行の再発の可能性やそれに備える必要性などについて、住民に対し引き続き必要な情報を提供する。
- イ 住民から相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県等と連携し、国に提供する。
- ウ 県等と連携して、県等関係機関とのインターネット等を活用した情報共有体制を維持し、再発に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

【保健福祉課】

新型インフルエンザ等相談窓口の縮小

「新型インフルエンザ等相談窓口」については、発生状況等を勘案しながら機能の縮小を進める。【保健福祉課】

まん延防止に関する措置

流行の再発に備えた物品等の補充

流行の再発に備え、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液等）の備蓄の見直しを行うとともに、補充する。

【保健福祉課・総務課】

学校等の再開準備

県の実請期間の満了又は感染の状況により、小中学校及び保育所等の再開準備を行う。【学校教育課、子育て支援課】

公共施設の再開準備

県の実請期間の満了又は感染の状況により、公共施設の再開準備を行う。【総務課・公共施設管理所管課・町指定管理者】

集会及び不要不急の外出の自粛解除の周知

県の実請期間の満了又は感染状況により、**住民**等に対し、不特定多数の**住民**が集まる集会及び不要不急の外出を自粛する必要がなくなったことを周知する。【総務課・公共施設管理所管課・町指定管理者】

予防接種の実施

住民接種の実施

流行の**再発**に備え、必要に応じ、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【保健福祉課】

《緊急事態宣言がされている場合》

住民接種の実施

国及び県と連携して、流行の**再発**に備え、特別措置法第46条に基づき、必要に応じて予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

【保健福祉課】

住民生活及び地域経済の安定に関する措置

《緊急事態宣言がされている場合》

緊急事態措置の縮小・中止

国及び県と連携して、町内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

【保健福祉課】

【用語解説】

(アイウエオ順)

* 1 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いからA型・B型・C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみであり、A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆる A/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

* 2 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

第二種感染症指定医療機関

二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

結核指定医療機関

結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所。(これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。)

* 3 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも、新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関(内科・小児科等、通常感染症の診療を行うすべての医療機関)で診療する体制に切り替える。

* 4 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

* 5 SARS（サーズ）

重症急性呼吸器症候群（SARS）は、「SARSコロナウィルス」という新種のコロナウィルスにより引き起こされる疾患である。主な症状は、高熱、痰を伴わない咳、息切れや呼吸困難などである。

* 6 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウィルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウィルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウィルスに対する免疫を獲得していないため、ウィルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

* 7 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

* 8 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウィルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウィルスが種差を超えて鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と

長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

*** 9 パンデミック**

感染症の世界的大流行をいう。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウィルスに対する免疫を持っていないため、ウィルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

*** 10 パンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウィルス又はこれと同じ抗原性を持つウィルスを基に製造されるワクチン。

*** 11 病原性**

新型インフルエンザ対策においては、人がウィルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現をいう。

*** 12 プレパンデミックワクチン**

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウィルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウィルスを基に製造されるワクチン。（現在わが国では、H5N1 亜型の鳥インフルエンザウィルスを用いて製造。）